

## 磐田市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、磐田市市制20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別に示す磐田市市制施行20周年記念ロゴマークデザインマニュアルのとおりとする。

### (権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、磐田市に帰属する。

### (使用の基準)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、個人、各種団体、企業等が作成するポスター、パンフレット又は販売する商品（以下「物品等」という。）に使用を認めるものとする。

- (1) 市の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがあるとき。
- (2) 独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が関係しているとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

### (使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、磐田市市制施行20周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を使用を開始する1か月前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の

提出を省略することができる。

- (1) 市又は関係団体が業務の目的で使用する時。
- (2) 磐田市市制施行20周年記念冠事業で使用する時。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (5) 個人が自己又は家族等の限られた範囲で使用する時。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が認めた時。

3 市長は、事業の内容を審査するため、第1項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、市長が必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用承認の可否について決定し、磐田市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、磐田市市制施行20周年記念冠事業として申請があったものは、別途定める磐田市市制施行20周年記念冠事業取扱要領に基づき磐田市市制施行20周年記念冠事業承認（不承認）通知書をもって認めるものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に従い使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの図柄（色、形）を改変して使用しないこと。ただし、市長が認める時は、この限りでない。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

- (5) 商標登録、意匠登録等その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承諾内容の変更)

第8条 使用者がその内容を変更する場合は、磐田市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、変更前にその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、ロゴマークの承認の可否を決定し、磐田市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

(使用の期限)

第9条 ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第11条 市長は、使用者がこの要領に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

- 2 市長は、使用者がこの要領に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

- 3 市長は、前項の規定によりロゴマーク使用の承認を取り消したときは、磐田市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)を交付し、その承認を取り消すことができる。

- 4 市長は、前3項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

(免責)

第12条 市は、前条に規定する取扱いにより使用者に生じた損害について一切の責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失については、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に関して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(電磁的記録)

第13条 申請者は、この要領に規定する提出書類を、書面等(書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、市が認める方法により提出することができる。

(庶務)

第14条 ロゴマーク等の使用に関する事務は、企画部において処理する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年12月16日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。